

統計法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1 改正の背景

- 原子力損害賠償支援機構を公的統計の作成主体にすることについて（第一条関係）
 - （1）統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号の規定を受けた統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条には、公的統計の作成主体となるべき法人として、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人以外の公的性格の強い法人を指定することとしている。
 - （2）統計法施行令第一条に規定された法人は、公的統計の作成主体として統計法第三条の基本理念の適用を受けるほか、同法第三十三条の規定に基づいて、行政機関の行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて統計の作成等を行うことができる。
 - （3）原子力損害賠償支援機構は、理事長を主務大臣が任命することとされている等、公的性格の強い法人と考えられることから、公的統計の作成主体に含めるものである。

- 全国物価統計の小売物価統計への統合について（別表第一及び第二関係）
 - （1）統計法施行令別表第一及び別表第二は、国の行政機関の行う基幹統計調査の事務のうち、都道府県又は市町村の行うべき法定受託事務を掲げている。
 - （2）このうち、全国物価統計（総務省所管）については、5年ごとに作成されてきたが、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年ごとでは物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分に 대응することが困難な状況となってきたこと等を踏まえ、廃止することとした。
 - （3）今後は、全国物価統計のうち主要なものについては、毎月調査を実施している小売物価統計（総務省所管）において把握することとし、1年ごとに公表することとする。
 - （4）なお、全国物価統計の廃止及び小売物価統計の変更は、内閣府に置かれる統計委員会における調査審議及び答申を踏まえたもの。

2 改正内容

- （1）原子力損害賠償支援機構を統計法施行令第一条に規定する公的統計の作成主体に加える。
- （2）全国物価統計調査の廃止に伴い、統計法施行令別表第一の六の項及び備考第七号の規定を削る。
- （3）小売物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金について、従前の「毎月の動向を明らかにする」統計を作成することに加え、全国物価統計調査により作成されていた「地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにする」統計のうち主要なものを作成することとなることから、これを踏まえ、統計法施行令別表第二の二の項第一欄に掲げる規定について、所要の改正を行う。

3 今後の予定（案）

平成24年6月15日（金） 公布・施行